

規 則

「千曲市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和7年3月31日

千曲市長 小川 修一

千曲市規則第15号

千曲市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

千曲市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則(平成18年千曲市規則第42号)の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「81,290円」を「85,490円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「40,600円」を「42,700円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の千曲市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の規定は、令和7年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。